

平成28年12月定例会 常任委員会

農林水産委員会

委員長名	遊佐久男
委員会開催日	平成28年12月15日(木)
所属委員	〔副委員長〕 本田仁一 〔委員〕 佐藤義憲 渡部優生 紺野長人 阿部裕美子 佐藤金正 斎藤健治 瓜生信一郎



遊佐久男委員長

(1) 知事提出議案：可 決…4件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(2) 議員提出議案：可 決…2件

：修正可決…1件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

(12月15日(木))

阿部裕美子委員

農2ページ、職員費の減額の内訳を聞く。

また、農3ページの中山間地域等直接支払事業費の減額について、具体的な中身を聞く。

部参事兼農林総務課長

職員費減額の内訳だが、職員の入替えにより、年配の職員が退職して新しい職員が入ってくる新陳代謝の分と、今回の給与改定に伴う分である。

農村振興課長

中山間地域等直接支払事業の減額の内容は、今年度の申請期間が終了し、取り組み面積が固まってきた結果、市町村の計画面積を下回ったことによるものである。主な理由は、協定面積や協定数の減である。さらに、市町村における営農再開のおくれなどによる面積の減も含まれている。

阿部裕美子委員

市町村におけるものということで、その具体的な中身を聞く。

また、箇所数など、具体的にどの程度の減か。

農村振興課長

市町村の具体的な減の内容としては、当初、被災市町村において住民帰還や営農再開について計画していたものが、結果的におくれたことにより、見込んでいた面積が減ってきているものがある。

また、市町村数としては、47市町村から44市町村となり、3市町村減っている。協定数については、1,271協定から1,159協定で、112協定の減、面積については、1万6,440haから1万5,020haで、1,420haの減となっている。

阿部裕美子委員

中山間地域等直接支払事業は、中山間地域全体で少子高齢化や限界集落が言われる中、大事な中身だと受けとめていたが、事故前とその後の状況の変化ではどのような特徴があるか。

農村振興課長

中山間地域等直接支払事業の震災前後の状況であるが、震災前までは、面積で約1万5,000haが県内で実施されていたが、震災をきっかけに徐々に減少傾向にある。また、中山間地域において人口減少や高齢化等が進んでいるため、協定の維持が難しいことから、減少の傾向が最近特に顕著になってきている。

県としては、中山間地域の集落を維持し、農業生産活動を続けてもらうために、例えば組織を広域化するなど事務の負担軽減を支援していく。

佐藤義憲委員

農15ページ、農地防災事業費の農業用河川工作物応急対策事業（県営）について、会津若松市の鶴沼三堰で、流量の増大により工事ができなかったとの説明だったと思う。ことは水不足も懸念されたほど水がなかったが、いつ工事をしようとしていたのか。

農村基盤整備課長

鶴沼三堰地区の湧水量であるが、雨は少なくとも河川の地下に地下水があり、掘削により湧水が出てくることがある。堰の改修については、基本的に非かんがい期間の秋に施工することになっている。

佐藤義憲委員

次年度においては、掘削して水が出てくる部分も考慮して工事を行うのか。

農村基盤整備課長

通常の湧水よりも多いため、どこからどのように出てくるかについて原因究明などを行い、また、河川管理者との協議等も踏まえて最適な工法を選定して実施していきたい。

佐藤義憲委員

次に、農38ページの議案第25号について聞く。

今回、実態に即して実施できるよう4分割して移譲するとの話だが、これまで郡山市、白河市、相馬市、大玉村が条例にあった部分で、これ以外の今回ふえた部分は、各市町村から依頼があったのか。

農業担い手課長

ここに記載している市町村については、各市町村と打ち合わせをして要望を捉え、それに応える形で記載している。

渡部優生委員

農5ページのふくしまの未来を創る新・農業人育成・確保支援事業について、約5,000万円の減額で、市町村の体制が整わなかったとの説明だったと思うが、事業の中身と、整わなかった理由をもう少し詳しく説明願う。

農業担い手課長

ふくしまの未来を創る新・農業人育成・確保支援事業には、幾つかの小事業がぶら下がっている。

その中の新規参入者の呼び込みと定着に取り組む地域の就農サポートセンターに対する補助金について、当初計画では8地区程度を予定していたが、4地区となった。地区については、各市町村で推進して10地区程度で検討してもらったが、新規事業ということもあり、各市町村の体制がなかなか整わず、さらに各市町村の補正予算等の絡みもあって、今回は4地区にとどまった。

渡部優生委員

12月の時点で補正をするということは、今年度は無理との判断だと思うが、時間的にまだ間に合うのではないかな。

また、新規就農を拡大していくには必要で、来年度以降も事業を継続するのであれば、今から体制を整えてもらうよう県側から各市町村へ説明していく必要もあると思うが、その辺の今後の対応を聞く。

農業担い手課長

この事業については、市町村やJA、関連団体等が、(仮称)就農サポートセンターをつくって、組織が事業の実施主体となっていくものであるから、組織の調整に時間を要することと、先ほど述べたように、2分の1補助という仕組みで市町村の負担も出てくる中、今年度は4地区となってしまった状況である。

今回4地区以外にも推進をしたが、それらの市町村からは、ぜひ来年度実施していきたいとの声もあるので、本事業については今後も継続していく方向で検討したい。

阿部裕美子委員

今の関連で、1番のきらめく・ふくしま農業女子育成・確保支援事業について、金額は幾らか。

農業担い手課長

きらめく・ふくしま農業女子育成・確保支援事業については、補正額はなく、財源更正である。

阿部裕美子委員

ことし7月に設立したとのことで、農業分野における女性の活躍に非常に期待している。

ことしの県外調査で北海道に行ってきたが、北海道でも「はらぺ娘」という農業女子ネットワークが設立されている。会費制で年間の行事など、いろいろ積極的に取り組んでいるとのことだったが、本県においてもぜひ積極的な取り組みを願う。

遊佐久男委員長

要望でよいか。

阿部裕美子委員

それについての県の考えを聞く。

農業担い手課長

委員指摘のとおり、女性の農業参入を促進する事業として、女性農業者が女性の視点から経営に参画し、活躍できる支援をしていきたい。

ことし7月の設立以来、現在ネットワークで40名ほどの会員に自主的に参加してもらっているが、農業生産ばかりでなく、農産物の流通、販売、6次化商品の開発、労働環境の改善など、これまでの既成概念にとらわれない新たな切り口や視点で農業を捉えて活動している。

そのような中で、女性が農業により多く参入できるよう、このネットワークの活動を支援していきたい。

阿部裕美子委員

農8ページの農産物安全対策費、食の安全・安心推進事業について、一部市町村の変更とのことだが、もう少し具体的に説明願う。

環境保全農業課長

こちらについては、米の全袋検査の機械を南相馬市と楡葉町に合計で4台設置する予定だったが、営農再開による作付面積の増が非常に少なかったことから、現在の機械で十分対応可能となり、この4台を先送りにした。

阿部裕美子委員

農9ページ、一番上の肉用牛等産地再生復興対策事業費について、県外へ出荷した牛の放射性物質検査の委託料や労務単価の減額とのことだが、具体的に説明願う。

畜産課長

県外3カ所の委託先において、予算額より安い単価で契約できたことと、4～8月の検査頭数の実績が当初見込みより減少したことにより減額となった。

阿部裕美子委員

具体的な金額は幾らから幾らとなるか。

畜産課長

全額であれば、当初3,441万4,000円から所要額2,323万2,000円で、今回の補正が1,118万2,000円である。

阿部裕美子委員

単価と全額を聞く。

畜産課長

単価はそれぞれの出荷先によって異なる。例えば大きいものだと、簡易検査と精密検査があり、(株)千葉県食肉公社の簡易検査が680円の減、精密検査が2,440円の減である。川口食肉荷受(株)の精密検査が1,200円の減で、さいたま食肉市場(株)の簡易検査が1,840円の減、精密検査で3,800円の減となっている。

阿部裕美子委員

少し詳しく聞くが、減になる理由は何か。

畜産課長

件数がやや減ってきたことと、業者間で競争の原理も働き減となっている。

阿部裕美子委員

農12ページの中山間地域所得向上支援対策事業費について、金額が200万円と随分小さいが、中身はどういうものか。

農村振興課長

中山間地域所得向上支援対策事業については、国の2次補正で創設された事業であり、中山間地域の所得向上を目的として、収益性の高い農産物の生産や販売等に取り組むための計画策定とそれに伴う基盤整備や施設整備等を総合的に支援する事業である。

今回の200万円は、1市町村分の計画策定費用を計上している。

阿部裕美子委員

農20ページ、一般造林費の5,962万円の減額について、これは下刈りや除伐、間伐などに使われるものと思うが、当初予算よりこれだけ減少している理由と内容についてももう少し詳しく聞く。

森林整備課長

一般造林事業は、補助率が10分の4で、森林所有者の負担がある程度発生する補助事業となっている。

本県では、ふくしま森林再生事業等、森林所有者の負担が発生しない補助事業が相当導入されている。そうした中、森林所有者が大分制度を覚えてきて、負担のない補助事業に移行して申請する部分があるため、一般造林事業は今回減額する状況になっている。

阿部裕美子委員

農33ページの営農再開支援事業について、カリの散布経費など2年間にわたる事業の債務負担行為とのことだが、水稲と牧草がどのくらいずつなのか、もう少し詳しく聞く。

農林企画課長

福島県営農再開支援事業の吸収抑制対策については、主にカリ肥料になるが、来年度の作付に向けて年度内から実施する必要があるため、債務負担行為をお願いしている。事業の計画面積は、水稲が約4万5,000ha、牧草が約2,000haを予定している。

阿部裕美子委員

11ページの経営体育成基盤整備事業について、これは10町歩以下の小規模と理解してよいか。喜多方市や会津若松市などの区画整理との説明だったが、県内全体を見渡したときに、この事業のこれからの需要、整備の必要性はどのような状況か。もっと整備しなければならないところはあるのか。

農村計画課長

まず事業の面積要件については、基本的には20ha以上であり、一部、中山間地域については10ha以上となる。

2つ目については、圃場整備率が一つの指標としてあり、30a（3反）区画の整備率としては、県全体で現在72%となっている。地域ごとに格差はあるが、地域が将来を見据えて営農を考える中で合意形成され、機運が盛り上がったところについて、事業を実施していく。

斎藤健治委員

部長説明の2ページで、避難地域における農業の再生について、「中核となる担い手農家へのフォローアップ活動に取り組む」ということで、「今月9日から申請受付を開始して」とある。

そこで、原子力被災12市町村農業者支援事業の内容を少し詳しく説明願う。

農業振興課長

原子力被災12市町村農業者支援事業については、避難指示の解除が進んできたことを受けたもので、これまでは、地域の担い手が大規模に再開をリードしていくときに、加速化交付金等を使った事業があった。ただ、小規模な農家にも戻ってもらわないと、水田の水路の整備や草刈りができない、要するに地域ぐるみの農業ができないということで、小規模の方にも戻ってもらえるように、小規模の方が営農再開をするのに必要な農機具や施設について補助をしたいと国に強く求めてきたものである。

これが9月補正で認められ、事業化されたことで、個人の農家が販売を目的に営農を再開するときに必要な機械、施設、家畜、多年性の植物の苗に対し、4分の3の高い補助率で実施できるようにしたものである。

斎藤健治委員

今月9日から申請が始まって、締め切りはいつか、そこも言ってもらいたい。

また、補助率が4分の3で4分の1は完全に個人負担か。また、事業期間はいつまでで何年間あるのか、そういうことを教えてほしい。

農業振興課長

大変失礼した。

事業期間は、平成33年3月31日までで、5年間の事業である。

また、12月9日から第1次要望として受け付けを開始し、1月13日までを1回目の募集期間としている。2回目は春作業に向けた機械が準備できるよう、3月に予定している。

委員指摘のように、補助率は4分の3なので、4分の1は自己負担を求めることになる。

斎藤健治委員

なぜ丁寧に説明しない。

4分の3の補助率についても、1億円や5,000万円など金額の上限があるだろう。それを説明してくれないと、一番肝心なところがわからなくなる。

農業振興課長

たびたび申しわけない。

補助率は4分の3以内であるが、果樹の新植・改植、家畜の導入については補助金額の上限が設けられている。例えば

リンゴのわい化栽培の場合には、国のほかの事業と合わせて10 a 当たり50万円、肉の繁殖雌牛については、1頭当たり26万2,500円である。

補助対象経費の上限額は1,000万円としている。ただし市町村が特に認める場合、例えば復興計画に沿った取り組みとして市町村が認めた場合は、3,000万円まで上限を伸ばすことができる。

対象となる機械については、フォークリフトのような何にでも使えるものを除き、ほとんど全ての農業用の機械を対象としている。通常、国の補助事業では、汎用性の高いトラクター等はだめだが、そういうものも今回は対象となる。

施設の整備費用については、パイプハウスと、日本梨が相当あったが、伐採されたり撤去されたということで、果樹棚も補助対象としている。また、家畜関係の飼養管理施設、堆肥化施設、自給飼料関係の施設も対象となる。さらにそれらの施設を建てる際、従来のものがだめな場合は撤去費用も対象となる。

また先ほど述べたが、多年性の植物の苗や果樹のほか、例えばアスパラガスやリンドウなど何年かにわたって使うものの苗については対象としている。

家畜については、肉専用の繁殖雌牛、搾乳用の雌牛、豚が対象となる。

補助対象とならない経費としてはリース料で、この事業は取得するものを対象としている。それから、業者の見積もりがないなど経費の根拠が不明なものは対象にできない。

齋藤健治委員

そこで、何点か聞く。

まず、農業用機械についてである。会派の勉強会で聞いた後、帰ってから12市町村内の農家に電話で確認したところ、よいトラクターは1台1,000万円が当たり前で、1町歩の田を整地する際、代かきが自動的に平行になるような機械は、1,000万円以上、コンバインも、よいものになると700~800万円は当たり前との話である。

それから乾燥機である。原発でだめになったものは全て使用禁止であるため、新しく用意しなければならないとのことで、共同作業でやれば3,000万円くらいにならないのかと聞いたら、その機械の値段がわかっているのかと言われた。

また、クボタやヤンマーやキセキなどさまざまな農機具メーカーがあり、自分で機械の選定をさせてもらわないと困ると言う。長年の取引があるから同じメーカーを使わないといけない。農協を通すと高くなり、機械が限定されて思うように買えないとのことである。

1,000万円が上限ではよい機械は買えず、トラクターやコンバインなどを何種類か買うと、軽く1,000万円を超えてしまうと言われたが、どうか。

農業振興課長

トラクターについては10馬力で大体100万円と考えており、通常、30馬力だと300万円、60馬力だと600万円となる。委員指摘のように大きいものを買おうとすると、機械の組み合わせにより1,000万円を超えることがあると思うが、我々は基本的に次のように考えている。

この事業は、小規模な方に戻ってもらうことをベースとしており、大がかりな機械や施設は、加速化交付金をうまく使ってほしい。加速化交付金は、市町村が整備をして農業者等に貸せば、農家の負担はないので、農林事務所ですうした相談にしっかりと応じ、まずは事業の使い分けをお願いしたい。各自フルセットで機械を導入してもらうのではなく、できるだけ集団化を進めながら、ほかの制度もうまく使ってほしい。

機械の選定であるが、どうしてもこのメーカーのこういう能力のあるものでなければならないとのことであれば、選定理由をはっきりさせて選んでもらうことは可能である。ただ、できるだけ安い値段で買ってもらう補助金を有効活用したいので、1者による随意契約ではなく、3者の見積もり合わせをしてもらい、一番安いところから買ってもらうように依頼している。

齋藤健治委員

私は、営農再開を希望している飯館村の人からこの話を聞いた。

除染が終了し、新たな堆肥を入れながら土地を改良しなければ田が使えないため、そのようにすると、金額がどんどん上がるとのことである。既に実験的にやっている人がいて、自分も帰ってやりたいと、その人たちと打ち合わせをしている。

それから、草野などは平らだが、同じ飯館村でも村長のいる集落は山合いで、そこも全部の田が除染してある。そこで営農を再開するには、他の家の田を借りないと、わかりやすく言えば、小規模の人は採算が合わないからやらないらしい。やりたい人は規模を拡大したいが、つくってもどこまで売れるかわからない。

また、「農機具屋なんて幾らでもあるだろう」と言ったら、あの集落では何者かしかないらしく、見積もりをとろうとすると、いちいち相馬市や南相馬市、あるいは川俣町まで行かなければならない。農協は、肥料でも何でも少なくとも2～3割高く、今までのつきあいから頭に来ていて、やりたくないらしい。だから、その販売業者とやりとりしたほうが早いし、買ったものを自宅まで持ってきてくれると言っている。

大規模は別の補助金があると言うなら、農家の集落に行ってもその説明会をしたのかを聞いておかなければならない。私も言われたから確認しなければならないが、伝わっている話があやふやである。

役場が分散されているのがその一番の理由だが、現在、農家たちは避難して、相馬市や国見町にいたり、あるいは福島市にいたりして、ばらばらだから話が見えない。飯館村の地区ごとに、説明会を丁寧にやってもらわないとこういう話になる。そこはどうなのか。

農業振興課長

説明会等の状況について説明する。

まず、関係12市町村や農協等を集めて説明会を行った。今は次の段階として、各市町村が主催する農家向けの説明会に我々も出席して説明をしている。

飯館村については、村から2月の開催予定と聞いているので、そのときに我々も対応したい。ただ、2月では事業の周知については遅いので、我々から12市町村の農家に事業の概要を知らせるダイレクトメールを送った。飯館村も含め、既に100件を超える方から直接問い合わせがあった。

今のところは、ダイレクトメールで事業の概要を各農家に知らせ、市町村が実施する説明会に出席している。飯館村は2月の予定である。

齋藤健治委員

同じことを聞いても仕方がないからはっきり述べておくが、まず説明会をきちんとやってほしい。それから、大規模なものは、10分の10の補助率のよいものが別にあることをはっきり説明してもらわないと、大きくやろうとする人ができない。

また、畑に入れかえる堆肥等について、入れる量があるらしく、ある程度入れないと土地改良にはならないとのことであるから、そうした補助があるのかや上限は幾らかもきちんと説明してほしい。

営農再開に関し、一番気にかかるのは田の部分である。トルコギキョウ等の花の部分は、1反歩程度の小規模で、佐須などの集落に限られているから、それはそれで説明があってよいと思うが、飯館村全体でやる問題ではない。

あとは畜産関係である。土地改良に係るものと機械の購入に係るもの。大規模でやる機械については、10分の10のほうも強く説明してもらわないと、今、小規模など誰もやっておらず、実験的に始まっているのは大規模部分である。

申請前にやった人は遡及しないと聞いていたが、そこが一番ひっかかる。大規模は別な予算で応援すると言えば納得す

る。この前課長に述べたが、そこをはっきりしてもらわないと必ず政治問題になる。

仮設住宅も、当初政府直轄によりプレハブメーカーと契約してつくったが、意外と高く、1戸700万円もした。それなら地元の業者にやらせたらよいと、だめだというものを变えて、福島県でやったのである。

それから1戸700万円で作るよりアパートを借りたほうが安い。例えば1カ月5万円だと、1年で60万円、それを5年間借りても300万円である。そのほうが安いと言って、借り上げ住宅も後から認めた。

だからこれは、県で、申請前はだめなど言うことはない。農家からさまざまな意見がこれから出ると思う。原発問題でひっかかるのは、この間も言ったが福島県だけである。同じ東日本大震災で被災した宮城県や岩手県は関係ない。原発の12市町村、避難区域のところだけであれば福島県だけの問題であるから、政府にはっきりと迷惑をこうむったと言って、言われたことだけでよしとせず、使うほうの身になってやらないとだめである。政府からここまで言われたからそこで終わりではない。補助金も、使い勝手よく変更してもらってよい。農家の身になって、直すべきところは直すべきである。

もう一度述べるが、説明会では10分の10の話もセットでやってほしい。そうすると、大規模のほうが納得する。

問題は大規模なのである。1〜3反歩で、100万円のトラクターを買ってやろうという人は、私と同じで兼業農家である。兼業農家のためや村に人を呼ぶため、集落づくりのために農家へ補助金を出すのは、農業のためにやるものではない。話が違う。農業のためにやるには、それだけの覚悟を持ってやらなければならない。

説明会を2月にやるのなら、特に依頼しておく。来年の4〜5月には田植えが始まるのに、2月に機械を買って圃場整備をするのはどうなのか、遅過ぎるが仕方がない。それだけ述べておく。答弁は不要である。

農業振興課長

委員の話は、十分理解した。

除染後農地の地力回復については、再開支援事業において、堆肥や深耕に必要な機械のリースもできるようになっており、一体的に段階を追って営農再開していくためのいろいろなメニューを用意しているので、それらもまとめて説明したい。

農林企画課長

福島再生加速化交付金は、10分の10の事業であるが、始まってから既に3年ほど経過し、飯舘村では既に実績がある。村では十分理解していると思うので、農業者への周知の点については、我々も頑張っていきたい。

佐藤義憲委員

部長からの説明で、会津身不知柿のタイへの輸出が6年ぶりに再開されたとのことで、明るい話題ではあるが、ことし春の凍霜害についてである。県の農業等災害対策補助事業等を使って肥料等の補助がなされたが、来年の見通しについて聞く。

農業振興課長

会津身不知柿については、この春の凍霜害でこれまでにない被害を受けた。

まず我々としては、ことしとれる柿をできるだけ確保しようということで、そういう趣旨の剪定技術の普及に努めてきた。そうした中、実がなる枝の出方を調べたところ、来年はほぼ例年どおり枝が確保されているので、1月にまた剪定指導会をするときに、しっかりと来年产の収量が確保できるよう、技術指導を徹底していく。

佐藤義憲委員

ことしは収穫が6割減と報道にあったので、少し気になって質問した。状況を注視しながら、必要であれば来年もそう

いった対応を依頼するかもしれないが、よろしく願う。

阿部裕美子委員

原子力被災12市町村における認定農業者のアンケートを行っていると思う。その中で最も多い要望が、個人や小規模でも対象となる補助事業の創設で、今説明があったものもその一つと思うが、12市町村の方たちのアンケートの結果に基づき、どのような方向を検討しているのか。

農業振興課長

7～11月にかけて、12市町村の認定農業者を個別に訪問し、話を聞いた。その中で一番多かったのが、小規模や個人でも対象となる事業が欲しいとのことで、次が、風評対策や販路確保への支援、3つ目は、担い手不足、あるいは今まで雇用していた人を雇用できないといったところへの支援だった。

まず、個人や小規模でも活用できる事業については、今ほどの原子力被災12市町村農業者支援事業でしっかりと対応していきたい。

次に、風評対策については、今、新たな予算を国で考えているので、調整をしてしっかりとしたものにしていく。

最後に、担い手不足等については、核となる認定農業者だけではできないので、12市町村の事業も活用し、できるだけ多くの方に戻ってもらいながら、集落営農等を推進して、地域ぐるみの農業ができるように支援をしていく。

渡部優生委員

生産調整に関し、平成30年から国による配分が廃止されることについて、29年度はどのような取り組みがなされるのか。代表質問や一般質問で誰も質問しなかったので聞く。

30年からは、国は情報を提供するが生産調整には関与せず、生産者や都道府県などの行政、現場等で自主的にやるようにとの話で、加えて米の直接支払交付金を廃止する話もあり、実効性のある生産調整が自主的にできるのか、疑問もある。できなければ米価が大きく下落するのは目に見えており、それを予想してか保険制度をつくるとも言っているが、全体像が見えないまま30年が間近に迫っており、農家は特に不安を持っていると思う。

全国でどこが音頭をとって事務局として主体的に取りまとめていくのか。全国の状況と、それを受けて30年に向け、県として29年度はどのような取り組みをしていくのか。その辺の全体的なスケジュール等を聞く。

水田畑作課長

平成30年以降の水田農業をどうしていくかについては、需要に応じた米生産や水田農業をしっかりと考えていかなければならない状況に置かれるため、現在全国の各県において、県段階の関係機関と連携して、30年以降どうしていくかを検討している。

配分がなくなることについては、国からのいろいろな需給情報や、どのような米やどのような地域の米がどのような額で売れているのか、あるいは残っているのかという細かな情報に基づいて考えていかなければならない。それに基づき、目安を地域段階におろしていく必要があるということで、各県で検討されている。

本県としても、地域ごとに多様な水田農業を形づくってもらうために、米の需給動向や地域特性を踏まえた米づくり、飼料用米の生産と活用に向けた仕組みづくり、あるいは園芸作物、麦、大豆等をどのようにつくっていくかも含めて30年以降の水田農業のあり方を検討しており、年末にも市町村に示せるよう段取りを進めている。各地域においては、それを土台として、30年に向けて水田農業をどのように形づくっていくかを検討してもらいたい。

渡部優生委員

生産調整の継続というか、県が主体となって各関係団体と協議しながら配分を進めていくと理解してよいか。

また、非常に協力的な県と、今までも余り協力的でない県があり、福島県だけが一生懸命守っても余り効果がないので、やはり全国組織として決めたら皆でしっかり守って米価を維持していく仕組みが必要だと思う。

そのため、全国的にはどこが仕切って主体としてやっているのかを前段で聞いたが、そうしたところと連携して県が中心となって仕組みをつくっていかないと、米価を維持するための実効性のある取り組みはできないと思う。さまざまな施策がそれぞれ出てくると思うが、自主的にやれと言うなら自主的にやる仕組みをしっかりとつくらなければならないと思うので、その点についての県の考えもあわせて聞く。

水田畑作課長

目安については、その大もとである、これまで示していた生産数量の目標の配分が平成29年度でなくなり、行政としての配分はなくなるため、委員指摘のような手法はない。そのかわり、県や農協関係、米流通業者等々が組織する県段階の協議会において、地域と相談をしながら、翌年産、どのくらいのをどのようにつくったらよいか、大まかな目安を示すことを今検討している。

先ほど述べたように、各県でそれぞれどのような手法でやっていくかを検討しており、情報交換はしているが、どこかが音頭をとって全国でまとまって取り組む動きにはなっていない。

渡部優生委員

これから検討とのことなので、先ほど述べたように、どうなっていくのかの全体像がよく見えないことが一番不安なところであるので、県で方針を決めたら、ぜひ我々にも情報提供願う。

実際の現場で稲作に当たる農家にとって、平成30年以降の営農の仕方もいろいろあると思うので、早目に示せるよう対応願う。

阿部裕美子委員

今定例会本会議での質問に対し、平成30年以降の米政策の見直しも踏まえ、食品加工業者等と連携したタマネギやブロッコリーなど土地利用型野菜の作付推進や、トマト、キュウリなどの栽培管理の自動化等の先端技術を活用した施設園芸への取り組みなどを積極的に支援していくと答弁があったが、具体的にはどうなっているか。

また、食品加工業者等との連携については、契約栽培など、どの程度まで具体化の方向が見えているか。

農業振興課長

技術的なところから述べると、攻めの農業技術革新事業として、余り敷居の高くないICT技術を入れて、キュウリやトマトなどで生産性向上の実証をしている。相当効果が高いことがわかってきたため、面積や収量をふやす普及活動を展開していきたい。

また、先端的な農業技術の開発で、国の研究機関などとコンソーシアムを組んで浜通りを中心に取り組んでいるが、その中でタマネギが有効だとしてやっている。県内のカット野菜の供給会社からは「幾らでもつくってほしい」との声もあり、契約栽培に結びつけて推進できるよう、まずは技術の確立に取り組んでいる。

園芸課長

農業振興課長から説明があった、新しい技術や契約栽培を進めていくこととあわせて、現在、土地利用型の作物にはブロッコリーも契約がある。市場の状況を見ても有利な作物であり、土地活用の意味からもちょうどよい作物であるので、

そういうものを引き続き進めていく。

阿部裕美子委員

攻めの農業ということで、規模拡大や輸出などいろいろあるが、全体から見ればごくわずかな状況だと思う。

本県の農林水産業は、米、野菜、果物のいずれも原発事故前にはまだ戻っておらず、事故前も全体として減少傾向に歯どめがかかっている中、これからの本県の農業振興にとって、どうすればよいのかという問題があると思う。

農家の声を聞くと、篤農家として頑張っている人の中でも、息子に跡を継いでくれとは言えないと言われる。やはり、希望をしっかりと持つことがなかなか難しい。それは価格保障や所得補償がしっかりとされておらず、不安を抱えていることがあると思うが、このような現状をどう把握をし、どう見ているのか。価格保障や所得補償をしっかりとやっていく必要があると思うが、その点についての考え方を聞く。

農林企画課長

これからの農業に希望を持ってやっていくにはどうするかという、非常に根本的で難しい問題だと思う。

今やっている担い手対策や産地の強化対策、経営の改善対策などを強化していくことだと思うが、指摘の価格保障や所得補償で言えば、先月、国で農林水産業・地域の活力創造プランを閣議決定した。その中で農業競争力強化プログラムを策定し、前から検討していた収入保険制度の概略を示してきた。

所得補償制度について、今議論されているのは、畜産物の収入を補填する牛マルキン事業（肉用牛肥育経営安定特別対策事業）等のように品目ごとに検討されているものや、経営全体を捉えた収入保険制度という形で実施されていく方向が検討されているので、県としても、こうした方向をしっかりと捉えて、経営に役立てるよう農業経営を支援していきたい。

佐藤金正委員

平成25年に総理が推進本部長になって農林水産業・地域の活力創造プランがつくられ、今回、11月下旬から12月にかけて回答があった。これから皆で頑張る中身を変えなければならないもの、あるいは新しい制度をつくらなければならないものが13項目にわたって示された。

先ほど斎藤委員から指摘があった、農協の機械や肥料が高いことや、農薬のパッケージのロットが小さいこと、飼料、生乳販運（生乳販売農業協同組合連合会）のあり方、収入保険制度など、数多くの課題がある。これらには生産構造や基盤の話も入っているので、どの課といったことではなく、農林水産部全てにかかわるものである。

福島県としてどういう形で取り組むのかを、チームなりプロジェクトなりをつくって集中的にやっていると思うが、それらをまとめるのは政策監かと思う。

その辺のトータルのあり方は、農協の営農推進活動や購買事業、信用事業の分野までも及ぶとの情報が、昨年12月からの規制改革会議、途中からの規制改革推進会等も含めてどんどん出ていた。県としては、こういった情報をどのように受けとめ、具体的にどのように対応するのか。農業団体の中には、鉢巻きを締め直して、既に取り組み始めたところもたくさんある。情報は県もつかんでいると思うが、そうした動きを県も見える形で情報発信しなければならないと思う。

まず総論として、その辺をどう考えているのか。

政策監

今回、農林水産業・地域の活力創造プランが改定された中で農業競争力強化プログラムにおいて、13項目が取りまとめられており、長年の課題であった農業基盤の体制強化や全農等の取り組みなどがある。それらは、まさに県の農林水産部でもいろいろな課にまたがって、部全体として取り組んでいる。

今回、こういった形で改定されてプログラムが出てきたことを踏まえ、これから検討となるが、部としてどういう対応

ができるのか、どの課が窓口になって、どこが中心となってやれば一番効率的なのかを見据えながら、しっかりと対応していきたい。

佐藤金正委員

まだスタートしていないとのことだが、13項目の中の幾つかは、来年の5月までに具体的な数字も入れた行動計画が出されるとの情報もあって、既に取り組んでいる農業団体も数多くある。様子を見ながらではなく、早急に、誰がチーフとなって、どういう形で、どういう情報をいつまでに集め、どういう行動計画が可能なのか、あるいは県の農林水産推進行政としてどういう部分にエネルギーを注入しなければならないのかということをやらなければならないと思う。

例えば一つの例だが、運賃に関して、福島県の酪農は平均規模が日本一小さいがゆえに、2 t車のローリーが行かなければならないなどがあって、コストが高い。そういう条件不利地域は、国も別枠でバックアップしなければならないとの話も出ており、そのほかの要件も踏まえて、さまざまな分野で情報連携をして、できる部分から、新年度の事業に組み入れるぐらいの立ち位置でやらなければならないと思う。

本県は原子力災害があって、新たな大きな課題がずっと立ちはだかっているが、今回の国におけるシステムの前向きな改革、積極的な取り組みに乗りおけると、さらに福島県の歩む速度がおくれてしまう。

一方で、農地の集積など新たな生産スタイルをつくっていく上では、被災12市町村の農地の再生に絡め、そういうものに応えられる営農指導体制なり、生産法人化なり、集団なりを平行してつくっていかなければならない。

そこは積極的に動かなければならないと思っているので、再度、もう少し力強い回答が欲しい。

政策監

取り組めるところは、まずはすぐにでも取りかからないと間に合わないとの話もあったが、例えば大規模化や法人化等の取り組みについては、既に取り組んでいる事業もある。

そういったところの効果や、それを体系的にやることによって、効果を相乗的にもたすことも含めて、組織として一体となって取り組めるよう、前向きに頑張っていきたい。

阿部裕美子委員

先ほどの予算説明とも関連するが、放射能の抑制対策として散布される水稲や牧草へのカリの配布にかかわって聞く。

これまでも取り上げてきたが、カリ過多になっている牧草地や農地などに対して、またカリの散布を指導するものではないと思う。一律に放射能抑制でカリを散布するのではなく、農地の状況をきちんと把握して、土壌に応じた指導も加えて配布していくことが必要だと思うが、どうか。

畜産課長

適正なカリの散布については、各農家が必要に応じて土壌分析を行い、その土壌分析に合わせて、多いところはわざわざカリを散布することもないので、そこは散布しない。調べてみると少ないところもあるので、そこには適正な量を散布する形で進めていきたい。

阿部裕美子委員

その場合の土壌分析の費用は、各農家が持つことになるのか。農地の現状把握の点では、何らかの支援をしていく必要があると思うが、どうか。

畜産課長

吸収抑制対策をしている市町村においては、事業に取り組むことにより、農家が費用をかけずに土壌分析や飼料分析等に取り組むことができるようになってきている。そのほか該当しない農家については、普及所等で必要があれば指導している。

阿部裕美子委員

今の段階で、土壌分析の費用は、農家の負担にならずに進めることができると理解してよいか。

畜産課長

12市町村が放射能の抑制対策に取り組んでおり、今のところそのうち8市町村がそういった形で分析できるようになっている。今後も、そのように農家の負担とならない形でできるよう、市町村等にも誘導していきたい。

阿部裕美子委員

先ほどの質問でも出たが、農地の除染の剥ぎ取りによって、作物をつくっていくには肥沃な部分を取り除かれている状況のもと、農地の回復について支援が必要だと思うが、その点については何か具体策はあるか。

環境保全農業課長

除染のために表土を剥ぎ取った農地の地力回復についての事業も、営農再開支援事業の特認事業としてある。営農再開する2年前から営農再開した翌年の4年間の中で、必要な堆肥の購入や散布等の費用を2年間補助する制度であるので、営農再開に向けて計画的に活用してもらいたい。

阿部裕美子委員

全く別の質問だが、かつて、食料の自給率を引き上げることを農林水産業の目標として掲げてきた。最近は余り聞かなくなっているが、県としてのその辺の捉え方、考え方について聞く。

農林企画課長

食料自給率については、国の食料・農業・農村基本計画の中で目標を45%と定めて管理されている。直近で公表されているのは、平成26年度が39%、27年度の概算値でも39%という自給率になっている。

県としては、まさに食料の安全保障という意味で、自給率の向上を図っていくことは非常に重要であると思っている。

阿部裕美子委員

TPPについては強行採決となったが、アメリカとの関係や、今後のことは具体的にどうなっていくかといった状況であると思う。TPP参加によって、自給率全体が下がることも国の試算などで出されていた。

少し古いが、平成11年に作成された県北地域の各町の自給力という本では、当時の各町における米や野菜、果樹などの自給状況の試算が出されている。自給率を高め、安全な食料をしっかりと確保していく立場を明確にしていることのあらわれの一つだと思うが、最近は自給率が余り重視されない印象が強い。

福島県は、農林水産県として食料をしっかりと生産していく立場からも、自給率を重視した取り組みをすべきと思うが、再度聞く。

技監

食料自給率の向上の質問だが、先ほどから農林企画課長も答弁しているとおり、国の安全保障上もかなり重要な課題で

ある。

現在の食料自給率は39%であるが、これを100%に上げるには、例えば国内の耕地面積は1,000数百万ha必要と言われていた。残念ながら我が国の耕地面積は数百万haしかないため、今の国内の食料供給水準を満たす上で面積が足りない。

そうした中、食料自給率を上げる上で一番大きな課題となるのは、家畜飼料の国内生産を上げていくことだと思う。現在の家畜飼料については、1,000数百万t輸入されており、例えばこれを今、食用米から飼料米に変化する政策をやっているが、ここを上げていけばおのずと国内の食料自給率も上がっていく。そうした政策もあわせて、本県においても、今後とも食料自給率の向上に貢献していきたい。

阿部裕美子委員

理解しがたいところがあって、米そのものの自給率は100%だと思うが、農地がそれだけなければ自給率が満たされないということではないと思う。

イギリスの面積が幾らあるのかは今すぐ出ないが、イギリスも日本も同じ島国で、終戦後に食料に非常に困った状況は同じだったと思う。その後の政策でイギリスの食料自給率は100%を超え、日本はずっと下がって39%となっている。

日本の自然環境や農地状況にふさわしい食料生産は、いろいろな形で考えていけると思うし、地域全体が活力を持つことができる、家族農業などを中心とした農業や地域の形態も、大いに今後の世界の課題でもあると思うので、本県の農業の復興・振興に向け、大規模化だけではなく、さまざまな角度から考えていく必要があるのではないかと意見を述べておく。

佐藤金正委員

先ほどの環境農業保全課長の答弁について、営農再開支援事業の地力回復対策を2年だけ認めるとのことだが、指定避難区域の農地は表土を5cm剝離した。ある学者によれば、豊かな土壌をつくるには、1cm100年かかると言う人もいるし、今なら20年でできると言う人もいるし、10年かかると言う人もいる。5cm剝離して真砂土を客土したが、2～5年では生産力が戻らないことは明白であり、表土流出もすごい状況で起きている。

そういう現状を考えると、来春から帰還に向けて意識を持っている人たちから数多く意見が出ているが、あれは複数年、計画的に組んでいかないと、生産力は戻らないと言われている。そこはもう少し情報を収集して、あるべき施策をもう一回考え直してほしい。

当面やることはよいが、長期的な土壌改良のあり方や土壌改良資材もいろいろなものがあるので勉強をしながら、この2年ぐらいの間に国から認めてもらい政策の柱にしないと、後では予算が取りにくくなってしまうと思うので、よろしく願う。

環境保全農業課長

委員指摘のように、確かに客土に使った土によっては回復にかなり時間がかかることがあるかと思う。

この制度ができた当初は、客土する土も分析しながら、2年間の堆肥の投入で標準的な水準まで回復できるだろうということで事業が組まれた。しかも営農再開した場合、通常入れる量に上積みして入れることもできるので、そういう対応で進めてきたが、委員指摘のように、現実としては非常に問題だろうから、我々ももう少し現状を勉強しながら、国と相談して今後の対応等について検討したい。

阿部裕美子委員

私も同意見である。

農地回復に向けて、長期間かかることは皆述べているので、ぜひ努力してもらいたいと要望しておく。